

| 規 則 名 | 理 由 | 要 旨 |
|----------------------------------|---|---|
| <p>奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則</p> | <p>奈良県立教育研究所の事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 事務分掌の変更 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関する事務について、教育情報化推進部の所掌事務から教育経営部の所掌事務に変更する。 (第3条関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条教育経営部の項中第八号を第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 くき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。

第三条教育情報化推進部の項第七号を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一〇七 略</p> <hr/> <p>八 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>九 略</p> <p>教育情報化推進部</p> <p>一〇六 略</p> <p>略</p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 略</p> <p>教育情報化推進部</p> <p>一〇六 略</p> <hr/> <p>七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>略</p> |